

報告第2号

令和5年度匝瑳市一般会計予算事故繰越しについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書の規定により、令和5年度匝瑳市一般会計予算において、別紙繰越計算書のとおり事故繰越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により報告する。

令和6年6月7日提出

匝瑳市長 宮内 康幸

令和5年度匝瑛市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為済額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	国県支出金	未収入特定財源 市債	その他		一般財源
8	1 消防費	消防施設整備事業 消防車両購入費	円 35,640,000	円 35,640,000	円 35,640,000	円 35,640,000	円 35,640,000	円 882,000	円 33,000,000	円 33,000,000	円 1,758,000	円 1,758,000	ベース車両の生 産遅延

令和6年6月7日提出

千葉県匝瑛市長 宮内 康 幸